

## 議第 2 号

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則について

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長           堀    貴  雄

(提案理由)

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行により、公益信託については、主務官庁による許可・監督制が廃止され、知事が合議制の機関（公益認定等審議会）の意見に基づき認可する制度が創設されることになったため。

<根拠法令>

○岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

第一条 この規則は、岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第一条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。

第二条から第二十九条まで 略

○岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

第一条 この規則は、岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年岐阜県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条から第六条まで 略

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則の概要

## 1 廃止の趣旨

公益信託に関する法律の施行（R8.4.1）に伴い、主務官庁による許可・監督制の下での必要事項を定めている規則を廃止するとともに、当該規則に係る書面について、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合の必要事項を規定している条例施行規則を廃止する。

## 2 廃止する規則

- ・ 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
- ・ 岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

## 3 施行日

令和8年4月1日